

○横浜国立大学大学院学則（案）

（平成16年4月1日規則第202号）

改正 平成16年7月8日規則第454号 平成16年11月11日規則第472号 平成17年1月13日規則第475号
平成17年3月31日規則第498号 平成17年10月13日規則第21号 平成18年2月9日規則第32号
平成18年4月13日規則第77号 平成19年2月22日規則第9号 平成19年3月22日規則第41号
平成19年4月12日規則第87号 平成20年2月28日規則第8号 平成20年3月27日規則第45号
平成21年2月12日規則第1号 平成21年3月19日規則第16号 平成22年3月26日規則第42号
平成22年11月24日規則第93号 平成23年3月24日規則第47号 平成24年2月16日規則第28号
平成24年4月19日規則第107号 平成24年11月26日規則第128号 平成25年2月21日規則第8号
平成25年6月6日規則第58号 平成26年1月23日規則第5号 平成26年3月24日規則第41号
平成27年1月22日規則第4号 平成27年2月19日規則第9号 平成28年7月26日規則第58号
平成28年9月15日規則第59号 平成29年1月23日規則第2号 一年一月一日規則第一号

第1章 総則

（目的）

第1条 横浜国立大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 自己評価等については、横浜国立大学学則(以下「大学学則」という。)第2条の規定を準用する。

2 教職大学院（第3条第4項及び第4条第2項の表に規定する専門職学位課程の教育学研究科高度教職実践専攻をいう。以下「専門職学位課程（教職大学院）」という。）及び法科大学院（第3条第5項及び第4条第2項の表に規定する専門職学位課程の国際社会科学府法曹実務専攻をいう。以下「専門職学位課程（法科大学院）」という。）にあつては、前項に規定するもののほか、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（教育研究活動等の状況の公表）

第2条の2 教育研究活動等の状況の公表については、大学学則第2条の2の規定を準用する。

（課程）

第3条 大学院に修士課程、博士課程、専門職学位課程（教職大学院）及び専門職学位課程（法科大学院）を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

- 4 専門職学位課程（教職大学院）は、高度の専門性が求められる教員を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。
- 5 専門職学位課程（法科大学院）は、高度の専門性が求められる法曹を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

（研究科、学府及び研究院）

第4条 大学院の研究科及び学府に専攻を置く。

- 2 大学院に置く研究科、学府、専攻及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	課程
教育学研究科	教育実践専攻	修士
	高度教職実践専攻	専門職学位 (教職大学院)
国際社会科学府	経済学専攻 経営学専攻 国際経済法学専攻	博士
	法曹実務専攻	専門職学位 (法科大学院)
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻 化学・生命系理工学専攻 数物・電子情報系理工学専攻	博士
環境情報学府	人工環境専攻 自然環境専攻 情報環境専攻	博士
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻 都市地域社会専攻	博士 (前期)
	都市イノベーション専攻	博士 (後期)

- 3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士課程前期」という。）及び後期3年の課程（以下「博士課程後期」という。）に区分し、博士課程前期は修士課程として取り扱うものとする。

- 4 大学院に次の研究院を置く。

国際社会科学研究院、工学研究院、環境情報研究院、都市イノベーション研究院

- 5 研究科の専攻及び研究院に置く組織は、別に定める。

（教育研究上の目的）

第4条の2 大学院に置く研究科及び学府並びに専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第4に掲げるとおりとする。

（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施）

第5条 東京学芸大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施にあたっては、横浜国立大学、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の協力により実施するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の教育学部の教員とともに、本学教育学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

（収容定員）

第6条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

（修業年限及び在学期間）

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程前期の標準修業年限は2年とし、博士課程後期の標準修業年限は3年とする。
- 3 専門職学位課程（教職大学院）の標準修業年限は、2年とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合は、研究科又は学府の専攻に置く学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 5 専門職学位課程（法科大学院）の標準修業年限は、3年とする。
- 6 修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）には4年（修士課程において第10条に規定する教育方法の特例を適用する者は6年）、博士課程後期には6年を超えて在学することができない。
- 7 専門職学位課程（法科大学院）には6年を超えて在学することができない。あわせて当該年次に2年を超えて在学することができない。

（学年、学期及び休業日）

第8条 大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。ただし、学期及び休業日については、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、大学学則の規定にかかわらず、学長が別に定める。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第8条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文（第18条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（専攻横断教育プログラム）

第8条の3 研究科及び各学府は、学生が所属する研究科及び学府又は専攻を横断する融合分野又は特定課題に関する体系的な教育プログラム（次項において「専攻横断教育プログラム」という。）を置くことができる。

- 2 専攻横断教育プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

（副専攻プログラム）

第8条の4 研究科及び各学府並びに国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（第20条第3項において「組織運営規則」という。）第18条に規定する全学教育研究施設は、研究科及び各学府が編成する教育課程のほか、学生が所属する研究科及び学府又は専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題に関する体系的な学習プログラム（以下「副専攻プログラム」という。）を置くことができる。

- 2 副専攻プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

（教育方法）

第9条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院又は研究所等との協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 授業の方法については、大学学則第38条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第10条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、単位、成績評価基準等の明示等)

第11条 次に掲げる事項については、研究科又は各学府において定め、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(1) 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画

(2) 授業科目の単位数及び1単位あたりの授業時間数

2 研究科又は各学府は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口頭試験、実技試験又は研究報告により行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法)

第12条 学生は、研究科又は各学府の定めるところにより、それぞれの専攻における所要の授業科目について、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査並びに最終試験に合格（第18条第3項に規定する博士論文研究基礎力に関する試験及び審査を適用する場合は除く。）しなければならない。

2 前項において、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院との協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により、修得した単位は、認定の上10単位を超えない範囲で大学院で修得したものとみなすことができる。

4 前2項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基

づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修）

第12条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項（第23条の規定により準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第13条 大学院に入学した者が、入学する前に大学院（他の大学院及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第14条 研究科及び各学府は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第7条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業科目の成績）

第15条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりGP(Grade Point)を与える。

2 GPの利用については、研究科又は各学府において別に定める。

（単位の授与）

第16条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。

（教職大学院及び法科大学院の教育方法等）

第17条 専門職学位課程（教職大学院）及び専門職学位課程（法科大学院）の教育方法等については、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（修了要件）

第18条 修士課程及び博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年（1年以上2年未満の標準修業年限を定める研究科又は学府の専攻に置く学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士課程前期の目的に応じ、当該大学院の行

う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の修士課程及び博士課程前期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士課程前期の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 第4条の2本文及び別表第4に掲げる博士課程前期及び博士課程後期を通じて一貫した教育研究上の目的を有する場合の博士課程前期の修了要件は、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、当該課程が定める博士論文研究基礎力に関する試験及び審査に合格することとすることができる。
- 4 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年(専門職学位課程(法科大学院)を修了した者にあつては2年)以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 第1項の規定に基づき、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士課程前期を修了した者(他の大学院の在学期間を含む。)の博士課程後期の修了要件は、前項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 6 第1項ただし書の規定に基づき、優れた研究業績により1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者(他の大学院の在学期間を含む。)の博士課程後期の修了要件は、第4項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「3年から修士課程又は博士課程前期における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 7 前3項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程後期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 8 専門職学位課程(教職大学院)及び専門職学位課程(法科大学院)の修了要件については、別に定める。

(学位)

第19条 修士課程、博士課程、専門職学位課程(教職大学院)又は専門職学位課程(法科大学院)を修了した者には、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は、別に定める。
(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第20条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科又は各学府において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。
- 3 教育職員の免許状授与の所要資格の取得に当たっては、組織運営規則第16条に規定する教育学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

第4章 入学、休学、転学及び退学等

(入学資格)

第21条 修士課程、博士課程前期、専門職学位課程（教職大学院）又は専門職学位課程（法科大学院）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学(以下この項において「大学」という。)卒業者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学院において、外国の大学院、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学)

第22条 入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学については、大学学則の規定を準用する。この場合において、「転学部」とあるのは「転研究科・学府」と、「転科」とあるのは「転専攻」と読み替えるものとする。

- 2 入学、再入学、編入学及び転入学の時期は、4月又は10月とする。
- 3 第1項の場合において、休学期間は、別に定める理由を除き、通算して修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）にあつては2年、博士課程後期又は専門職学位課程（法科大学院）にあつては3年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(留学)

第23条 外国の大学院に留学を志望する者は、研究科長又は学府長を経て学長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 第9条第2項の規定にあつては、外国の大学院又は研究所等に、第12条第2項及び第3項の規定にあつては、外国の大学院に留学する場合に準用する。
- 3 留学をした期間は、在学期間に算入する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第24条 除籍、表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。ただし、第8条ただし書の規定により学期を別に定める場合は、大学学則第57条第2項中「春学期」とあるのは「4月から9月までの期」と、「秋学期」とあるのは「10月から翌年3月までの期」と読み替えるものとする。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第25条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。ただし、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料は、別に定める。
(既納の授業料等)

第26条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 専門職学位課程（法科大学院）の入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行った場合については、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜で不合格になった者に対しては、当該検定料を納付した者の申出により、別表第3に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

第27条 本章に定めるもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収等並びに徴収猶予、免除については、大学学則第72条、第73条第3項、第74条及び第75条の規定を準用する。ただし、第8条ただし書の規定により学期を別に定める場合は、大学学則第72条第1項中「春学期」とあるのは「4月から9月までの期」と、「秋学期」とあるのは「10月から翌年3月までの期」と読み替え、別表第3第9項中「秋学期の徴収の時期前に退学する者の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。」とあるのは「10月の徴収の時期前に退学する者の授業料の徴収額は、当該学期の定めに応じて別に定める。」と読み替えるものとする。

第7章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生
(特別聴講学生)

第28条 他の大学院又は外国の大学院（以下「他の大学院等」という。）との協議により当該大学院の学生を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第29条 他の大学院等との協議により当該他の大学院等の学生を特別研究学生として入学を許可し、研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第30条 大学院に、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生の制度を置く。

2 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

3 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、大学学則の規定を準用する。

第8章 教員

(教員)

第31条 研究科及び各学府の授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この学則において、大学学則を準用する場合は、「学部」を「研究科又は学府」と、「学部長」を「研究科長又は学府長」と読み替えるものとする。
- 3 教育学研究科学校教育専攻、保健体育専攻及び学校教育臨床専攻並びに国際社会科学研究科経済関係法専攻並びに国際開発研究科並びに工学研究科は、学則第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻又は研究科に在学する者が当該専攻又は研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項に規定する教育学研究科の各専攻、国際社会科学研究科経済関係法専攻及び工学研究科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成16年3月31日に現に大学院に在学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、学則第15条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究科及び工学府の収容定員の数は、平成16年度から平成17年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程 (前期)	博士課程(後期)		専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成16年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
国際社会科学研究科	経済学専攻	38				
	国際経済学専攻	34				
	経営学専攻	54				
	会計・経営システム専攻	30				
	経済関係法専攻	26				
	国際関係法専攻	52				
	国際開発専攻		27	27		
	グローバル経済専攻		27	27		
	企業システム専攻		30	30		
	国際経済法学専攻		21	21		
	法曹実務専攻				50	100
	計	234	105	105	50	100
工学府	機能発現工学専攻	143	52	53		
	システム統合工学専攻	156	56	57		
	社会空間システム学専攻	84	33	33		
	物理情報工学専攻	162	60	60		
	計	545	201	203		
合計		1321	483	485	50	100

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則(平成 16 年 7 月 8 日規則第 454 号)

この学則は、平成 16 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 11 日規則第 472 号)

この学則は、平成 16 年 11 月 11 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日規則第 475 号)

この学則は、平成 17 年 1 月 13 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 498 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 13 日規則第 21 号)

この学則は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 2 号の改正規定は平成 17 年 10 月 1 日から適用し、同項第 6 号から第 13 号までの改正規定は平成 17 年 9 月 9 日から適用する。

附 則(平成 18 年 2 月 9 日規則第 32 号)

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学研究科博士課程(後期)及び環境情報学府の収容定員の数は、平成 18 年度から平成 19 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程 (前期)	博士課程(後期)	
		平成 18 年度	平成 18 年 度	平成 19 年 度
国際社会科学研究科	国際開発専攻		25	23
	グローバル経済専攻		27	27
	企業システム専攻		32	34
	国際経済法学専攻		21	21
	計		105	105
環境情報学府	環境生命学専攻	68	45	45
	環境システム学専攻	80	48	48
	情報メディア環境学専攻	70	45	45
	環境マネジメント専攻	31	26	13
	環境イノベーションマネジメント 専攻	10	5	10

	環境リスクマネジメント専攻	28	9	18
	計	287	178	179
	合計	1309	487	488

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 3 環境情報学府環境マネジメント専攻は、改正後の学則第4条第2項及び第6条別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前項に規定する環境情報学府環境マネジメント専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第20条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則(平成18年4月13日規則第77号)

この学則は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年2月22日規則第9号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日規則第41号)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、工学府の収容定員の数は、平成19年度から平成20年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程 (前期)	博士課程(後期)	
		平成19年度	平成19年度	平成20年度
工学府	機能発現工学専攻	159	48	42
	システム統合工学専攻	166	51	45
	社会空間システム学専攻	103	32	31
	物理情報工学専攻	188	56	52
	計	616	187	170
合計		1384	471	455

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則(平成19年4月12日規則第87号)

この学則は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年2月28日規則第8号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第45号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 12 日規則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に現に大学院に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の修了要件については、改正後の学則第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に工学府機能発現工学専攻及びシステム統合工学専攻に入学し、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規則第 42 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に現に教育学研究科障害児教育専攻に入学し、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の専攻名称については、改正後の学則第 4 条 2 項、第 4 条の 2 別表第 4、第 6 条別表第 1 及び第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する教育学研究科障害児教育専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 4 平成 22 年 3 月 31 日に現に法科大学院に在学する者(以下この項において「在学者」という。)、平成 22 年度入学の法学既修者及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の学則第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学研究科法曹実務専攻の収容定員の数は、平成 22 年度から平成 23 年度までの間にあつては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成 22 年度	平成 23 年度
国際社会科学 研究科	法曹実務専攻	140	130
	計	140	130
	合計	140	130

附 則(平成 22 年 11 月 24 日規則第 93 号)

- 1 この学則は、平成22年11月24日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日までに休学を許可された者の休学期間の通算にあつては、改正後の第51条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日規則第47号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学府社会空間システム学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、在学者並びに博士課程（前期）においては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、及び博士課程（後期）においては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学者等が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践専攻、学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻並びに工学府社会空間システム学専攻並びに環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻及び情報メディア環境学専攻並びに都市イノベーション学府の各専攻の収容定員の数は、平成23年度及び平成24年度までの間にあつては、次のとおりとする。

研究科・ 学府名	専攻名	修士課程 博士課程 (前期)	博士課程（後期）	
		平成23年 度	平成23年 度	平成24年 度
教育学研究科	教育実践専攻	100		
	学校教育臨床専攻	9		
	学校教育専攻	16		
	特別支援教育専攻	8		
	言語文化系教育専攻	20		
	社会系教育専攻	15		
	自然系教育専攻	25		
	生活システム系教育専攻	14		
	健康・スポーツ系教育専攻	8		
	芸術系教育専攻	15		

	計	230		
工学府	機能発現工学専攻	186	36	36
	システム統合工学専攻	189	39	39
	社会空間システム学専攻	61	20	10
	物理情報工学専攻	229	48	48
	計	665	143	133
環境情報学府	環境生命学専攻	73	42	39
	環境システム学専攻	80	42	36
	情報メディア環境学専攻	80	42	39
	環境イノベーションマネジメント専攻	21	15	15
	環境リスクマネジメント専攻	65	27	27
	計	319	168	156
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	68		
	都市地域社会専攻	37		
	都市イノベーション専攻		12	24
	計	105	12	24
合計		1,535	428	418

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 5 第2項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月16日規則第28号)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究科博士課程(前期)経営学専攻及び会計・経営システム専攻の収容定員の数は、平成24年度にあつては、次のとおりとする。

研究科・学府の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程 (前期)
国際社会科学研究科	経営学専攻	66
	会計・経営システム専攻	30

附 則(平成24年4月19日規則第107号)

この学則は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月26日規則第128号)

この学則は、平成24年11月26日から施行する。

附 則(平成25年2月21日規則第8号)

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 国際社会科学部研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成25年3月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに博士課程前期においては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、及び博士課程後期においては、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学部研究科及び国際社会科学府の各専攻の収容定員の数は、平成25年度及び平成26年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	博士課程前期	博士課程後期		専門職学位課程 (法科大学院)		
		平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	
国際社会科学部研究科	経済学専攻	19					
	国際経済学専攻	17					
	経営学専攻	36					
	会計・経営システム専攻	12					
	国際関係法専攻	24					
	国際開発専攻		14	7			
	グローバル経済専攻		18	9			
	企業システム専攻		24	12			
	国際経済法学専攻		14	7			
	法曹実務専攻					80	40
	計	108	70	35	80	40	
国際社会科学府	経済学専攻	38	10	20			
	経営学専攻	50	12	24			
	国際経済法学専攻	25	8	16			
	法曹実務専攻					40	80
	計	113	30	60	40	80	
合計		1,621	403	398	120	120	

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 第2項に規定する国際社会科学部研究科の在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第2項に規定する国際社会科学部研究科の在学者並びに再入学者等については、当該研究科を修了するため必要な教育課程の履修を国際社会科学府において行うものとし、国際社会科学府はそのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、国際社会科学府の定めるところによる。

附 則(平成 25 年 6 月 6 日規則第 58 号)

この学則は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 23 日規則第 5 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 41 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 4 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に現に国際社会科学府国際経済法学専攻博士課程前期に在学する者に係る教育研究上の目的は、改正後の第 4 条の 2 別表第 4 の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 19 日規則第 9 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学府法曹実務専攻の収容定員の数は、平成 27 年度から平成 28 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成 27 年度	平成 28 年度
国際社会科学府	法曹実務専攻	105	90
	計	105	90
合計		105	90

附 則(平成 28 年 7 月 26 日規則第 58 号)

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 15 日規則第 59 号)

この学則は、平成 28 年 9 月 15 日から施行し、平成 29 年度入学者から適用する。

附 則(平成 29 年 1 月 23 日規則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育学研究科の各専攻の収容定員の数は、平成 29 年度にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 博士課程 (前期)		専門職学位課程
教育学研究科	教育実践専攻	185		

	高度教職実践専攻		15
	計	185	15
	合計	185	15

附 則(一年一月一日規則第一号)

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 工学府並びに環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに博士課程前期においては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、及び博士課程後期においては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、工学府、理工学府並びに環境情報学府の各専攻の収容定員の数は、平成30年度から平成31年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・ 学府名	専攻名	博士課程前期	博士課程後期	
		平成30年度	平成30年度	平成31年度
工学府	機能発現工学専攻	99	24	12
	システム統合工学専攻	101	26	13
	物理情報工学専攻	122	32	16
	計	322	82	41
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	109	11	22
	化学・生命系理工学専攻	107	12	24
	数物・電子情報系理工学専攻	146	18	36
	計	362	41	82
環境情報学府	人工環境専攻	75	15	30
	自然環境専攻	33	6	12
	情報環境専攻	65	12	24
	環境生命学専攻	40	24	12
	環境システム学専攻	40	20	10
	情報メディア環境学専攻	45	24	12
	環境イノベーションマネジメント専攻	11	10	5
	環境リスクマネジメント専攻	37	18	9
計	346	129	114	
合計		1,030	252	237

- 第2項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第6条関係)

研究科・学府の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程(前期)		博士課程(後期)		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育実践専攻	170	85				
	高度教職実践専攻					30	15
	計	170	85			30	15
国際社会科学府	経済学専攻	76	38	30	10		
	経営学専攻	100	50	36	12		
	国際経済法学専攻	50	25	24	8		
	法曹実務専攻					75	25
	計	226	113	90	30	75	25
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	218	109	33	11		
	化学・生命系理工学専攻	214	107	36	12		
	数物・電子情報系理工学専攻	292	146	54	18		
	計	724	362	123	41		
環境情報学府	人工環境専攻	150	75	45	15		
	自然環境専攻	66	33	18	6		
	情報環境専攻	130	65	36	12		
	計	346	173	99	33		
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	136	68				
	都市地域社会専攻	74	37				
	都市イノベーション専攻			36	12		
	計	210	105	36	12		
合計		1,676	838	348	116	105	40

別表第2(第20条関係)

研究科・学府	専攻	免許状の種類	教科・特別支援教育領域
教育学研究科	教育実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、工業、家庭、英語
		養護教諭専修免許	

		状	
		特別支援 学校教諭 専修免許 状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
	高度教職 実践専攻	小学校教 諭専修免 許状	
		中学校教 諭専修免 許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家 庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペ イン語、韓国・朝鮮語、アラビア語、宗教
		高等学校 教諭専修 免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保 健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福 祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペ イン語、韓国・朝鮮語、アラビア語、宗教
		養護教諭 専修免許 状	
		栄養教諭 専修免許 状	
特別支援 学校教諭 専修免許 状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者		
国際社会 科学府	経済学専 攻	高等学校 教諭専修 免許状	公民
	経営学専 攻	高等学校 教諭専修 免許状	商業
	国際経済 法学専攻	高等学校 教諭専修 免許状	公民
理工学府	機械・材 料・海洋 系工学専 攻	中学校教 諭専修免 許状	理科
		高等学校 教諭専修 免許状	理科
	化学・生 命系理工 学専攻	中学校教 諭専修免 許状	理科
		高等学校 教諭専修 免許状	理科

	数物・電子情報系 理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科
環境情報 学府	人工環境 専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	自然環境 専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	情報環境 専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
都市イノベーション ン学府	建築都市文化専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	都市地域社会専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

別表第3(第25条、第26条関係)

1 検定料及び入学料の額

区分	検定料	入学料
研究科・学府	30,000円	282,000円
専門職学位課程（教職大学院・法科大学院）	30,000円	282,000円

- (1) 大学院の研究科・学府の修士課程又は博士課程前期若しくは専門職学位課程（教職大学院）又は専門職学位課程（法科大学院）を修了し、引き続き博士課程後期に進学する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- (2) 相互に検定料及び入学料を徴収しないものとする大学間協定に基づき、当該協定を締結した国立大学の大学院から本学の大学院に転入学を志望する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- (3) 本学と協定を締結している神奈川県内の地方公共団体から職務命令により本学の研究科等に入学を志望する者（職務命令によらない場合であっても、それに相当すると認められる場合を含

む。)については、検定料は徴収しないものとする。

2 英語による教育で学位を取得できる教育プログラムのうち、学長が定めるものに係る検定料の額は、「1 検定料及び入学料の額」の表にかかわらず、5,000円とする。

3 第26条第2項に規定する専門職学位課程（法科大学院）において2段階選抜を行う場合の検定料の額

区分	第1段階目の選抜に係る額	第2段階目の選抜に係る額
専門職学位課程（法科大学院）	7,000円	23,000円

4 授業料の額

区分	年額
研究科・学府・専門職学位課程（教職大学院）	535,800円
専門職学位課程（法科大学院）	804,000円

5 標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して修了をすることを認められた者等に係る授業料の額は、大学学則第71条別表第3の5から9の定めを準用する。この場合、「卒業」とあるのを「修了」と、「修業年限」とあるのを「標準修業年限」と読み替えるものとする。

6 寄宿料については、大学学則第71条別表第3の10及び11の定めを準用する。

別表第4(第4条の2関係)

研究科・学府名、専攻名	教育研究上の目的
教育学研究科	教育学研究科では、理論と実践の往還による学びを実現するプログラムを重視し、高度な専門性を持った教員の育成を目的とする。
教育実践専攻	(修士課程) 高度化し先進化する教科教育の分野を深く学び、十分な理解と知識に基づいて教育現場で活躍できるとともに、教育理論の原理的追求のみならず、深刻で多様な教育上の諸課題に的確に対応できる臨床的・実践的な知識と研究能力を兼ね備えた教員を育成することを目的とする。このため、最先端の学問の追求とその教育法に関する専門的な教育研究や教育学の理論的な教育研究を行うとともに、今日の多様な教育の諸問題の原因の究明と解決への方策に関する教育研究を行う。
高度教職実践専攻	(専門職学位課程（教職大学院）) 地域の教育現場における諸課題を、同僚性を活かして解決にあたることのできる教職に関する高度な専門性を有し、学校や地域で中核となって活躍し、またそれを支えることのできる教員を育成することを目的とする。このため、教育委員会や学校等との連携により、学校内、学校間、地域と協働して教育活動の質を高める実践的問題解決能力を養うための教育研究を行う。
国際社会科学府	(博士課程前期)

	<p>経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応して高度な専門性を養うため、各専攻ではコア科目設置によるコースワークを整備して専門的基礎的能力を高め、あわせて各専攻に共通の「学府共通科目群」を設置することで、融合性と国際性の実践的能力を涵養し、系統的な指導体制で社会系の高度専門実務家を育成することを目的とする。</p>
	<p>(博士課程後期)</p> <p>博士課程前期との一貫的改革を進め、経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応して専門性を一層高度化するため、各専攻では高度な専門教育のための講義を配置するとともに、専攻横断型の日本語プログラムと英語プログラムを配置し、融合性と国際性の需要に適切に対応し、博士論文執筆に至る系統的な指導体制の構築により、グローバルな視野を備えた高度専門実務家と研究者を育成することを目的とする。</p>
<p>経済学専攻</p>	<p>(博士課程前期)</p> <p>グローバル化新時代に突入した現代の経済社会を、経済学によって分析する高度な基礎的専門能力を修得させることを目的とする。そのために、1年次には経済学研究に不可欠なコア科目履修させ、それを基礎により専門的科目を1・2年次に履修するよう科目配置し、確かな基礎力を前提にグローバル新時代に必要な応用力を培う。また、英語プログラムも設置し、日本企業の東アジア・東南アジア展開の加速・深化に伴い、国内外でより強まる社会的ニーズに対応しうる人材を養成する。</p>
	<p>(博士課程後期)</p> <p>現代の経済社会を経済学によって分析する高い能力を有した高度専門家・研究者の養成を行い、組織的な指導体制に基づく大学院教育を実施する。そのために、高度な専門教育を行う講義を配置するとともに、専攻横断型の日本語プログラムと英語プログラムを配置する。それによって、東アジア・東南アジア諸国の経済発展等を背景に高度化する社会的ニーズに対応した高度な能力を有した人材を養成する。</p>
	<p>(博士論文研究基礎力審査コース(博士課程前期後期一貫博士コース))</p> <p>社会的ニーズに対応した専門能力を持つ人材を、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫して養成することを目的とする。本コースでは修士論文の作成に代えて、①経済学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を専門科目筆記試験と、②各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問との2段階による試験を実施する。</p>
<p>経営学専攻</p>	<p>(博士課程前期)</p> <p>経営学を中心として関連する研究領域の実質的区分に即して、経営学分野、会計学分野、経営システム分野の3領域に区分し、適切かつ多様な研究アプローチが取れる大学院教育を実施し、グローバル化、多様化する現代社会の現</p>

	<p>状を踏まえて、経営学および関連諸科学の専門知識に基づき分析・検討を行う能力を修得させる。</p> <p>(博士課程後期) 経営学を中心として関連する研究領域の実質的区分に即して、経営学分野、会計学分野、経営システム分野の3領域に区分し、各研究領域を明確にするとともに、それら各領域を横断する融合的な教育を実施する。このことにより、グローバル化、多様化する現代社会の現状を踏まえて、経営学および関連諸科学の専門知識に基づく分析・検討から、国際的に活躍できる高度な能力を修得させる。</p> <p>(博士論文研究基礎力審査コース(博士課程前期後期一貫博士コース)) 修士論文の作成に代えて、①経営学および関連諸科学に属する分野の高度な研究の基礎となる専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②当該分野における専門的研究の展開能力に関する口頭試問との2段階による試験を実施する。これにより、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫した、社会ニーズに対応した専門性をもつ人材養成を行う。</p>
国際経済法学専攻	<p>(博士課程前期) グローバル化した現代の法化社会現象について、法学・政治学に基づき分析を行い、多様かつ高度な学術的研究を背景とした実践的、先端的な専門知識を習得させることを目的とする。さらに、法整備支援、法と公共政策及びインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図る。</p> <p>(博士課程後期) グローバル化した現代の法や政治の諸課題を法学によって分析する高度な専門教育を実施し、法学・政治学に基づき分析を行う国際的に通用する高度な能力を身につけた専門家・研究者、実務家を養成することを目的とする。</p> <p>(博士論文研究基礎力審査コース(博士課程前期後期一貫博士コース)) 修士論文の作成に代えて、①法学・政治学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問の2段階による試験を実施し、社会ニーズに対応した専門性を強化された、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫した人材養成を行うことを目的とする。</p>
法曹実務専攻	<p>(専門職学位課程(法科大学院)) 実践的な実務法曹の養成教育を中心とし、東アジア・東南アジア等へグローバル化する企業ニーズに対応した実践的な実務教育を念頭に置き、国際性と専門性とを兼ね備えたグローバル人材としての法曹実務家を養成することを目的とする。</p>
理工学府	<p>(博士課程前期) 実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基</p>

	<p>幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成する。理工学府博士課程前期では、自らの専門分野における専門科目で培われる知識と能力に加え、理工系人材の基盤となる情報数理系、学府共通科目、専攻共通科目の修得を通じた基盤的学術に関する幅広い教育と、独創的な技術と知の創造を可能にする研究活動を通じて、「自ら課題を探究し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決し得る高度専門職業人」としての技術者・研究者を育成する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスに加え、これからの産業社会において中心的、先導的に貢献できる理工系人材を育成する。理工学府博士課程後期では、「自ら探究し発見した課題に対し、科学と技術に関する先進的な研究活動を通して幅広い視野から判断を下した解決をもって、広く社会に受容される発信能力により学術と産業の開拓を先導できる人材を育成する。すなわち、イノベーションの創出と発展を担う創造性豊かな高度専門職業人のリーダー人材」を育成する。</p>
<p>機械・材料・海洋系工学専攻</p>	<p>(博士課程前期)</p> <p>機械工学、材料工学、海洋空間、航空宇宙工学は、基本原理に立脚した要素技術を組み合わせて高度なシステムや高機能の材料を作り上げる工学である。そのため本専攻では、基本原理の理解と応用のための理学的センスの教育および技術革新のグローバル化への適応力の育成を強化し、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合して高度なシステムや高機能の材料を生み出す教育と研究を行い、実践的な高度専門技術者・研究者としてグローバルに活躍できる人材を養成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>機械工学、材料工学、海洋空間、航空宇宙工学では、多方面にわたる工学技術を向上させ、それらを統合することにより、高度なシステムや高機能の材料を作り上げることが求められる。機械加工、材料強度、熱流体エネルギー工学、機械力学、制御工学などに係わる、ミクロからマクロにわたる物理現象の解析を基礎とした、マイクロマシーンから海洋・航空・宇宙で利用する大型構造物までの総合的な高度システムデザインに関する基盤的学術の研究や、固体材料の有する力学的特性、電気・磁気的特性、</p>

	<p>熱・電気的特性、耐環境性などの種々の特性の起源に係わる物性論に立脚して、地球と調和したシステムに対応できる材料機能の創出、機能材料及び構造材料の開発、これらの材料の製造・加工方法の研究、および海洋空間におけるエネルギー利用や移動体・構造物の設計に関わるマクロエンジニアリング的アプローチによる海洋空間利用システムの研究等を通して教育を行い、実践的な高度技術者・研究者のリーダーとしてグローバルに活躍できる創造的な人材を養成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p>
<p>化学・生命系理工学専攻</p>	<p>(博士課程前期)</p> <p>現代の物質文明は、創造的自然科学に基づいた機能材料の開発とそれを活用する技術開発の総合的で高度な科学技術を基盤として発展している。その持続的発展のためには、優れた物質や材料の探求、生産システムの構築、生命現象の解明と応用が重要な鍵となる。本専攻博士課程前期では、化学と生命を中心に数理や情報等の教育、および自然の真理追究・ものづくり・エネルギー・生命に関連する広範な課題に対処できる基礎力と総合力を育む教育・研究を通して、実践的な高度専門技術者・研究者としてグローバルに活躍できる人材を養成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>現代の物質文明の持続的発展のために、優れた物質や材料の探求、生産システムの構築、生命現象の解明と応用が重要な鍵となる。原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって現れる機能が大きく変化するので、その構造-機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用し、多種多様な情報を統合して新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なく効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。食料問題や生命・医療などのグローバルな課題の解決に生命現象の解明と応用が必要である。本専攻博士課程後期では、博士課程前期までに培った知識を、新しい機能を発現する分子・材料の開発、製造や利用プロセスの開発、生命現象の解明と応用などに関する世界トップレベルの研究活動を通じて深化させ、物質と生命の課題を発見し地球環境に配慮して効率的に解決できる研究者・技術者のリーダー人材を育成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p>
<p>数物・電子情報系理工学専攻</p>	<p>(博士課程前期)</p> <p>社会を一変させた目覚ましい情報・通信技術の革新は、電気・電子・通信・情報工学の著しい深化によりもたらされた。新しいパラダイムシフトやイノベーションの創出と実現のためには、数理科学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学</p>

	<p>際の見識が求められている。</p> <p>博士課程前期では、数理学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの幅広い分野での教育・研究を通じて、実践的な技術者、研究者としてグローバルに活躍のできる創造的な人材を育成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>数理学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際の見識が求められているのは博士課程前期と同様であるが、博士課程後期では、博士課程前期までに培った知識を世界トップレベルの研究活動を通じて深化させ、先導的に数理学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの分野における学術・産業の創出、発展を担い、激変する知識基盤社会・高度情報化社会の諸問題を創造的に解決できる研究者・技術者のリーダー人材を育成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p>
環境情報学府	<p>(博士課程前期)</p> <p>環境と情報を基軸とした学際的な文理融合的視座を持ち、環境や社会に対する総合的な理解のもとで、人工環境、自然環境、情報環境に関する自らの専門的な知識と技能を活用して、安心・安全な持続可能社会を構築する上で必要な課題を自ら発見し、解決への道筋を生み出すことのできる高度専門職業人を育成する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>人工環境、自然環境、情報環境に関するより高度な専門知識と技能を有するとともに、環境と情報に関してより総合的な広い視野を持ち、様々な分野の専門家の知見やステークホルダーにも配慮して、安心・安全な持続可能社会の構築に必要な課題を解決することとどまらず、新たな社会的価値を生み出し、自らの分野を牽引して、イノベーション創出を実践することのできる人材を育成する。</p>
人工環境専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>創生すべき持続可能社会では、第一義的には、人工物で構築された環境とそこで協働しながら生活する人々が作り上げる社会とで構成されている。本専攻では、その持続可能社会における安心・安全を確保するための先端的かつ実践的な工学的な技術に加え、それを社会実装する上で解決すべき問題などを探求できる人材を育成する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>産業プラント、インフラ、地域社会など、持続可能社会における安心・安全を確保するための工学的技術やそれを社会実装するための方法に関する先端的な知識と技能を備えた上で、様々な専門分野の知見やステークホルダーにも配慮して、社会における安心・安全を確保する新しいシステムやサービスを生み出し、自らの専門分野を牽引してい</p>

	ける人材を育成する。
自然環境専攻	(博士課程前期) 人間社会は、いうまでもなく自然環境という土台の上に構築される。それを持続可能なものにするためには、自然環境の持続可能性や安全確保に関する知見が必要である。本専攻では、中長期的な生態系の持続可能性のみならず、地球史的な環境の変化に対する理解から地域住民との関わりまでを視野に入れた知識と技能を修得した人材を育成する。
	(博士課程後期) 中長期的な生態系の持続可能性、地球史的な環境の変化、自然環境と地域住民との関係などに関する先端的な知識と技能を備えた上で、生態系の保全・回復、自然災害対策、地球規模の課題解決のための設計・計画に関与し、自然環境における安心・安全につながるイノベーションの創出を実践し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
情報環境専攻	(博士課程前期) 持続可能社会における安心・安全を確保するためには、私たちを取り巻く情報の在り方、つまり「情報環境」に目を向ける必要がある。本専攻では、先端的な情報技術や情報システムのセキュリティのみならず、大量の情報に向き合う人間の有り様に対する理解や数理的なデータ解析の方法にも精通した人材を育成する。
	(博士課程後期) 情報セキュリティ、IoT、AI、ビッグデータ解析など、情報技術と数理科学に関する先端的な知識と技能を備えた上で、「情報」が生み出す新しい社会的な価値と意味を理解し、それを現実社会におけるシステムやサービスの創出につなげ、さらに新しい情報技術や数理科学的解析手法を開発し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
都市イノベーション学府	(博士課程前期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を提案することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、持続的に実践できる高度職業人を養成する。
建築都市文化専攻	(博士課程前期) 日本を代表する都市であり、実験都市とでもいふべき特徴を持つユニークな都市である横浜を教育研究の中心的なフィールドにして、都市をめぐる問題の所在について十全な知識を持ち、スタジオ教育で実践的な能力を養い、都市の将来を担いいうる説得力ある空間を提案し、また都市で先進的な芸術活動を持続的に支援する人材を養成する。 (建築都市文化コース) 建築、都市、文化に関わる諸領域で、それぞれの領域の先端的な研究についての十全な知識を有し、実践的な研究

	<p>によって、その成果を都市のイノベーションとして成立させ得る人材を養成する。</p> <p>(建築都市デザインコース)</p> <p>徹底したスタジオ教育によって先鋭的な都市と建築の現在を学び、その多様なデザインや可能性を身に着け、その成果を、都市における創造活動に相応しい新たな可能性を持った有効な空間として提案できる人材を養成する。</p> <p>(横浜都市文化コース)</p> <p>文化芸術の力によって都市を再生する方法をスタジオ教育によって身に着け、時代と空間に適した新たな創造活動としての芸術を提案することで、都市のイノベーションを持続的な実践しうる人材を養成する。</p>
都市地域社会専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>日本及び新興・途上国等の都市問題解決や地域社会発展に、中央政府、地方行政、国際協力組織、民間企業、NGOといった組織で、指導的立場から貢献できる人材を養成する。</p> <p>(都市地域社会コース)</p> <p>都市問題解決や地域社会の発展のために、土木や地域社会の知識をもって、持続可能で創造的な方法を実践的に提案できる人材を養成する。</p> <p>(国際基盤学コース)</p> <p>スタジオ教育を大幅に採用することで、都市基盤についての有効な知識を、主に新興・途上国の都市の問題の解決のために実践的かつ創造的に活用できる人材を養成する。</p> <p>(インフラストラクチャー管理学コース)</p> <p>英語による留学生プログラムとして、世界銀行から政策的留学生を受け入れてきた国際開発協力を目的とするプログラムを通じ、主に途上国からの実務家に対してインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図る。</p>
都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻	<p>(博士課程後期)</p> <p>建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を併せ持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を実践的に再構築することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、組織できるリーダーになる高度職業人を養成する。</p>

大学院学則等規則の変更事項を記載した書類

【横浜国立大学大学院学則改正案】

第4条関係 工学府機能発現工学専攻、システム統合工学専攻、物理情報工学専攻を平成30年4月に学生募集停止（廃止）し、理工学府機械・材料・海洋系工学専攻、化学・生命系理工学専攻、数物・電子情報系理工学専攻を設置すること。及び、環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻を平成30年4月に学生募集停止（廃止）し、環境情報学府人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻を設置すること。

別表第1関係 理工学府及び環境情報学府（人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻）設置に伴い、その専攻ごとに収容定員及び入学定員を定めること。また、工学府及び環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻の学生募集停止（廃止）に伴い、当該欄を削除すること。

別表第2関係 理工学府及び環境情報学府（人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻）設置に伴い、取得できる教育職員の免許状の種類を定めること。また、工学府及び環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻の学生募集停止（廃止）に伴い、当該欄を削除すること。

別表第4関係 理工学府及び環境情報学府（人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻）設置に伴い、学府、専攻ごとの人材養成の目的その他の教育研究上の目的を定めること。また、工学府及び環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻の学生募集停止（廃止）に伴い、当該欄を削除すること。

附則第1項関係 大学院学則の改正は、平成30年4月1日から施行すること。

附則第2項関係 工学府及び環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻を学生募集停止（廃止）することに伴い、学生が在学しなくなるまでの間、存続すること。

附則第3項関係 工学府及び環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻を学生募集停止（廃止）し、理工学府及び環境情報学府人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻を設置することに伴い、収容定員の経過措置を設けたこと。

附則第4項関係 工学府及び環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻、環境リスクマネジメント専攻を学生募集停止（廃止）することに伴い、教育職員免許状の種類と教科は、従前の例による経過措置を設けること。

横浜国立大学大学院学則新旧対照表

新	旧																																				
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (研究科、学府及び研究院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 大学院に置く研究科、学府、専攻及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 619 1108 1279"> <thead> <tr> <th>研究科・学府名</th> <th>専攻名</th> <th>課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育学研究科</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際社会科学学府</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理工学府</td> <td>機械・材料・海洋系工学専攻 化学・生命系理工学専攻 数物・電子情報系理工学専攻</td> <td>博士</td> </tr> <tr> <td>環境情報学府</td> <td>人工環境専攻 自然環境専攻 情報環境専攻</td> <td>博士</td> </tr> <tr> <td>都市イノベーション学府</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p>	研究科・学府名	専攻名	課程	教育学研究科	(略)		国際社会科学学府	(略)		理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻 化学・生命系理工学専攻 数物・電子情報系理工学専攻	博士	環境情報学府	人工環境専攻 自然環境専攻 情報環境専攻	博士	都市イノベーション学府	(略)		<p>本則</p> <p>第1章 総則 (研究科、学府及び研究院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 大学院に置く研究科、学府、専攻及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 619 2105 1279"> <thead> <tr> <th>研究科・学府名</th> <th>専攻名</th> <th>課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育学研究科</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際社会科学学府</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工学府</td> <td>機能発現工学専攻 システム統合工学専攻 物理情報工学専攻</td> <td>博士</td> </tr> <tr> <td>環境情報学府</td> <td>環境生命学専攻 環境システム学専攻 情報メディア環境学専攻 環境イノベーションマネジメント専攻 環境リスクマネジメント専攻</td> <td>博士</td> </tr> <tr> <td>都市イノベーション学府</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p>	研究科・学府名	専攻名	課程	教育学研究科	(略)		国際社会科学学府	(略)		工学府	機能発現工学専攻 システム統合工学専攻 物理情報工学専攻	博士	環境情報学府	環境生命学専攻 環境システム学専攻 情報メディア環境学専攻 環境イノベーションマネジメント専攻 環境リスクマネジメント専攻	博士	都市イノベーション学府	(略)	
研究科・学府名	専攻名	課程																																			
教育学研究科	(略)																																				
国際社会科学学府	(略)																																				
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻 化学・生命系理工学専攻 数物・電子情報系理工学専攻	博士																																			
環境情報学府	人工環境専攻 自然環境専攻 情報環境専攻	博士																																			
都市イノベーション学府	(略)																																				
研究科・学府名	専攻名	課程																																			
教育学研究科	(略)																																				
国際社会科学学府	(略)																																				
工学府	機能発現工学専攻 システム統合工学専攻 物理情報工学専攻	博士																																			
環境情報学府	環境生命学専攻 環境システム学専攻 情報メディア環境学専攻 環境イノベーションマネジメント専攻 環境リスクマネジメント専攻	博士																																			
都市イノベーション学府	(略)																																				

別表第1(第6条関係)								別表第1(第6条関係)							
研究科・学府 の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程 (前期)		博士課程 (後期)		専門職学位 課程		研究科・学府 の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程 (前期)		博士課程 (後期)		専門職学位 課程	
		収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員			収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
教育学研究科	(略) 計	人 170	人 85	人	人	人	人 30	教育学研究科	(略) 計	人 170	人 85	人	人	人	人 30
国際社会科学 学府	(略) 計	226	113	90	30	75	25	国際社会科学 学府	(略) 計	226	113	90	30	75	25
理工学府	機械・材料・海洋系 工学専攻	218	109	33	11			工学府	機能発現工学専攻	198	99	36	12		
	化学・生命系理工学 専攻	214	107	36	12				システム統合工学専 攻	202	101	39	13		
	数物・電子情報系理 工学専攻	292	146	54	18				物理情報工学専攻	244	122	48	16		
	計	724	362	123	41				計	644	322	123	41		

環境情報学府	人工環境専攻	150	75	45	15		
	自然環境専攻	66	33	18	6		
	情報環境専攻	130	65	36	12		
	計	346	173	99	33		
都市イノベーション学府	(略)						
	計	210	105	36	12		
合計		1,676	838	348	116	105	40

環境情報学府	環境生命学専攻	80	40	36	12		
	環境システム学専攻	80	40	30	10		
	情報メディア環境学専攻	90	45	36	12		
	環境イノベーションマネジメント専攻	22	11	15	5		
	環境リスクマネジメント専攻	74	37	27	9		
	計	346	173	144	48		
都市イノベーション学府	(略)						
	計	210	105	36	12		
合計		1,596	798	393	131	105	40

別表第2(第20条関係)

研究科・学府	専攻	免許状の種類	教科・特別支援教育領域
教育学研究科	(略)		
国際社会科学府	(略)		
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科

別表第2(第20条関係)

研究科・学府	専攻	免許状の種類	教科・特別支援教育領域
教育学研究科	(略)		
国際社会科学府	(略)		
工学府	機能発現工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科

	化学・生命系理工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	システム統合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学、理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科				
	数物・電子情報系理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科		物理情報工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科			高等学校教諭専修免許状	理科
環境情報学府	人工環境専攻	中学校教諭専修免許状	理科	環境生命学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科		高等学校教諭専修免許状	理科	
	自然環境専攻	中学校教諭専修免許状	理科	環境システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
		高等学校教諭専修免許状	理科		情報メディア環境学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
	情報環境専攻	中学校教諭専修免許状	数学	環境イノベーションマネジメント専攻		高等学校教諭専修免許状	情報、数学
		高等学校教諭専修免許状	数学		中学校教諭専修免許状	社会	
	都市イノベーション学府	(略)			環境リスクマネジメント専攻	中学校教諭専修免許状	理科
						高等学校教諭専修免許状	理科

都市イノベーション学府	(略)		
-------------	-----	--	--

別表第4(第4条の2関係)

研究科・学 府名、専攻 名	教育研究上の目的
教育学研究 科	(略)
国際社会科 学府	(略)
工学府	<p>(博士課程前期)</p> <p>工学は人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ産業を発展させ、輝ける未来を切り拓くために工学技術者・研究者の果たすべき役割は大きい。そのために、実践的学術の拠点を目指す本学において、工学府博士課程前期では、自らの専門分野における高度の専門能力と高い倫理性を持つとともに、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富む技術者と研究者の育成を目的とする。そのため、基盤的学術に関する幅広い教育を取り入れ、独創的な技術と知の創造を可能にする教育を通じて、自ら課題を探究し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決できる、フロンティア精神に富んだ技術者・研究者を育成する。</p>

別表第4(第4条の2関係)

研究科・学 府名、専攻 名	教育研究上の目的
教育学研究 科	(略)
国際社会科 学府	(略)
理工学府	<p>(博士課程前期)</p> <p>実践的学術の国際拠点を旨とする本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成する。理工学府博士課程前期では、自らの専門分野における専門科目で培われる知識と能力に加え、理工系人材の基盤となる情報数理系、学府共通科目、専攻共通科目の修得を通じた基盤的学術に関する幅広い教育と、独創的な技術と知の創造を可能にする研究活動を通じて、「自ら課題を探究し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決し得る高度専門職業人」としての技術者・研究者を育成する。</p>

	<p>(博士課程後期) <u>実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスに加え、これからの産業社会において中心的、先導的に貢献できる理工系人材を育成する。理工学府博士課程後期では、「自ら探求し発見した課題に対し、科学と技術に関する先進的な研究活動を通して幅広い視野から判断を下した解決をもって、広く社会に受容される発信能力により学術と産業の開拓を先導できる人材を育成する。すなわち、イノベーションの創出と発展を担う創造性豊かな高度専門職業人のリーダー人材」を育成する。</u></p>		<p>(博士課程後期) <u>工学は人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ新たな産業と学術を開拓して、輝ける未来を切り開くために工学技術者・研究者の果たすべき役割は大きい。そのために、実践的学術の拠点を目指す本学において、工学府博士課程後期では、自らの専門分野における高度の専門能力と高い倫理性を持つとともに、広く他分野の科学技術に目を向け、新たな学術と産業を開拓する高度技術者と研究者のリーダーの育成を目的とする。そのため、基盤的学術の幅広い教育と科学と技術に関する独創的で先進的な研究を通じて、新たな学術と産業の開拓を先導できる創造性豊かな高度技術者・研究者のリーダーを育成する。</u></p>
<p>機械・ 材料・ 海洋系 工学専 攻</p>	<p>(博士課程前期) <u>機械工学、材料工学、海洋空間、航空宇宙工学は、基本原理に立脚した要素技術を組み合わせて高度なシステムや高機能の材料を作り上げる工学である。そのため本専攻では、基本原理の理解と応用のための理学的センスの教育および技術革新のグローバル化への適応力の育成を強化し、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合して高度なシステムや高機能の材料を生み出す教育と研究を行い、実践的な高度専門技術者・研究者としてグローバルに活躍できる人材を養成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</u></p>	<p>機能発現 工学専攻</p>	<p>(博士課程前期) <u>原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって巨視的に現れる機能が大きく変化する。そのため、その構造—機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用したり、新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なくかつ効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。本専攻では、新しい機能を発現する分子・材料の開発、製造や利用プロセスの開発などを通し、より効率的かつ地球環境に配慮して物質を製造・利用する科学技術の教育と研究を行う。</u> TED プログラムでは、特に、基礎研究能力・基礎開発能</p>

	<p>(博士課程後期)</p> <p>機械工学、材料工学、海洋空間、航空宇宙工学では、多方面にわたる工学技術を向上させ、それらを統合することにより、高度なシステムや高機能の材料を作り上げることが求められる。機械加工、材料強度、熱流体エネルギー工学、機械力学、制御工学などに係わる、マイクロからマクロにわたる物理現象の解析を基礎とした、マイクロマシーンから海洋・航空・宇宙で利用する大型構造物までの総合的な高度システムデザインに関する基盤的科学技術の研究や、固体材料の有する力学的特性、電気・磁気的特性、熱・電気的特性、耐環境性などの種々の特性の起源に係わる物性論に立脚して、地球と調和したシステムに対応できる材料機能の創出、機能材料及び構造材料の開発、これらの材料の製造・加工方法の研究、および海洋空間におけるエネルギー利用や移動体・構造物の設計に関わるマクロエンジニアリング的アプローチによる海洋空間利用システムの研究等を通して教育を行い、実践的な高度技術者・研究者のリーダーとしてグローバルに活躍できる創造的な人材を養成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p>		<p>力の育成を主眼として教育を行う。</p> <p>PEDプログラムでは、特に、物質ならびにその創製法を設計し評価する能力、基礎知識を総合して応用技術を構築する能力の育成を主眼として教育を行う。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって巨視的に現れる機能が大きく変化する。そのためその構造—機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用したり、新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なくかつ効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。本専攻では、新しい機能を発現する分子・材料の開発、製造や利用プロセスの開発などを通して、より効率的かつ地球環境に配慮して物質を製造・利用する科学技術の教育と研究を行う。</p> <p>TEDプログラムでは、機能発現工学に関する高度の研究能力・開発能力を有し、自ら新しい問題を発見し解決する能力、及び成果を国際的に発信できる能力を育成する。これらを通して、自らの知識、経験、技術、洞察力などを総合して新しい研究方向を生み出す力、リーダーとなる能力を育成する。</p> <p>PEDプログラムでは、機能発現工学に関する高度の技術的・実務的な能力を有し、新物質及び新プロセスを設計・評価できる能力、及び自ら基礎知識を応用技術に総合する能力を育成する。これらを通して、自らの知識、経験、技術、洞察力などを総合して新しい産業応用展開方向を生み</p>
--	--	--	---

<p>化学・生命系理工学専攻</p>	<p>(博士課程前期) 現代の物質文明は、創造的自然科学に基づいた機能材料の開発とそれを活用する技術開発の総合的で高度な科学技術を基盤として発展している。その持続的発展のためには、優れた物質や材料の探求、生産システムの構築、生命現象の解明と応用が重要な鍵となる。本専攻博士課程前期では、化学と生命を中心に数理や情報等の教育、および自然の真理追究・ものづくり・エネルギー・生命に関連する広範な課題に対処できる基礎力と総合力を育む教育・研究を通して、実践的な高度専門技術者・研究者としてグローバルに活躍できる人材を養成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p> <p>(博士課程後期) 現代の物質文明の持続的発展のために、優れた物質や材料の探求、生産システムの構築、生命現象の解明と応用が重要な鍵となる。原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって現れる機能が大きく変化する。その構造-機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用し、多種多様な情報を統合して新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なく効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。食料問題や生命・医療などのグローバルな課題の解決に生命現象の</p>	<p>システム統合工学専攻</p>	<p>出す力、リーダーとなる能力を育成する。</p> <p>(博士課程前期) 機械工学、海洋宇宙工学、材料工学は、ミクロな構成要素を組み合わせ、高度なシステムを作り上げる工学である。そのため本専攻では、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合(シンセシス)して高度システムを構築する教育と研究を行う。 TEDプログラムでは、自らの専門分野を探究するに留まらず、広く他の分野の研究と技術に目を向ける能力を開拓する基盤的学問に関する教育を取り入れ、独創的な技術及び科学と技術の開発を可能にする教育と研究を実現する。 PEDプログラムでは、基礎的知識から実際の機器に関わる技術的諸問題を総合的に学び、即戦力的あるいは実務に適応可能な専門職業人を育成するための教育を行う。</p> <p>(博士課程後期) 機械工学、海洋宇宙工学、材料工学は、ミクロな構成要素を組み合わせ、高度なシステムを作り上げる工学である。そのため本専攻では、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合(シンセシス)して高度システムを構築する教育と研究を行う。 TEDプログラムでは、独創的な科学と技術を創造・研究・開発し、新たな学問と技術を主体的に切り開く創造性豊かな発展型開発技術者・研究者を養成する教育と研究を行う。 PEDプログラムでは、実践的な科学と技術を高度な視点</p>
--------------------	--	-------------------	--

	<p>解明と応用が必要である。本専攻博士課程後期では、博士課程前期までに培った知識を、新しい機能を発現する分子・材料の開発、製造や利用プロセスの開発、生命現象の解明と応用などに関する世界トップレベルの研究活動を通じて深化させ、物質と生命の課題を発見し地球環境に配慮して効率的に解決できる研究者・技術者のリーダー人材を育成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p>		<p>から捕らえ、産業界を牽引して活躍できる、実践に立脚した発展性に富む開発技術者を育成するための教育と研究を行う。</p>
数物・電子情報系理工学専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>社会を一変させた目覚ましい情報・通信技術の革新は、電気・電子・通信・情報工学の著しい深化によりもたらされた。新しいパラダイムシフトやイノベーションの創出と実現のためには、数理学、物理学などの基礎(理学)から応用(工学)に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際的見識が求められている。</p> <p>博士課程前期では、数理学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの幅広い分野での教育・研究を通じて、実践的な技術者、研究者としてグローバルに活躍のできる創造的な人材を育成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</p>	物理情報工学専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>TED プログラム</p> <p>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範囲な工学分野において、主体的に課題を探求し、広範な視点から総合的かつ柔軟に問題を解決できる高度な技術者・研究者の育成を行う。特定分野の研究を深く行い高度な研究能力を養うと共に、広範囲な基盤的学問教育を行うことにより、幅広い学問産業領域で活躍できる人材を育成する。</p> <p>PED プログラム</p> <p>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範囲な工学分野において、主体的に課題を探求し、広範な視点から総合的かつ柔軟に問題を解決でき、かつ実務的素養を有した高度な技術者の育成を行う。複数の分野において実践的教育を実施し幅広い技術開発能力を養うとともに、広範囲な基盤的学問教育に加えて起業戦略、経営学、知的財産等に関わる実務的教育を行うことにより、高度な産業社会で活躍できる人材を育成する。</p>

	<p>(博士課程後期) <u>数理学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際的見識が求められているのは博士課程前期と同様であるが、博士課程後期では、博士課程前期までに培った知識を世界トップレベルの研究活動を通じて深化させ、先導的に数理学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの分野における学術・産業の創出、発展を担い、激変する知識基盤社会・高度情報化社会の諸問題を創造的に解決できる研究者・技術者のリーダー人材を育成する。これらにより、理工学府が全体として目指す育成人材像を実現する。</u></p>		<p>(博士課程後期) <u>TED プログラム</u> <u>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範囲な工学分野において特定分野の研究を深く行い、独創性を持って新たな学問と産業を主体的に切り開くことができる研究能力と学識を有する研究者・技術者の育成を行う。</u> <u>PED プログラム</u> <u>数学、物理学、情報工学などの基礎学問に基づき、電気、電子、材料、情報通信、コンピュータ応用などの広範囲な工学分野において複数の分野の研究を行い、高度な専門的業務に従事するために必要な研究能力と学識を有する研究者・技術者の育成を行う。</u></p>
環境情報学府	<p>(博士課程前期) <u>環境と情報を基軸とした学際的な文理融合的視座を持ち、環境や社会に対する総合的な理解のもとで、人工環境、自然環境、情報環境に関する自らの専門的な知識と技能を活用して、安心・安全な持続可能社会を構築する上で必要な課題を自ら発見し、解決への道筋を生み出すことのできる高度専門職業人を育成する。</u></p> <p>(博士課程後期) <u>人工環境、自然環境、情報環境に関するより高度な専門</u></p>	環境情報学府	<p>(博士課程前期) <u>21世紀の課題である持続的循環型社会の実現には、多面的な環境問題、急速に進展する情報科学、ダイナミックな社会のイノベーション等の分野において専門的知識を修得し、課題解決能力を有する人材が求められている。このため、自然破壊、エネルギー問題、資源・食料・生命問題、情報技術革新などの自然環境、人工環境、情報環境に関わる諸問題の理解と解決方法、及びこれらを支える物質・材料に関する教育研究を推進し、環境・情報・技術革新を適切にマネジメントする理論と方法論を幅広く修得し、高い専門性と見識から実践的問題解決能力を有する研究者・実務家を育成する。</u></p> <p>(博士課程後期) <u>21世紀の課題である持続的循環型社会の実現には、</u></p>

	<p>知識と技能を有するとともに、環境と情報に関してより総合的な広い視野を持ち、様々な分野の専門家の知見やステークホルダーにも配慮して、安心・安全な持続可能社会の構築に必要な課題を解決することとどまらず、新たな社会的価値を生み出し、自らの分野を牽引して、イノベーション創出を実践することのできる人材を育成する。</p>		<p>多面的な環境問題、急速に進展する情報科学、ダイナミックな社会のイノベーション等の分野において専門的知識を有し、問題を創造的に探求し、解決に導く能力を有する人材が求められている。このため、自然破壊、エネルギー問題、資源・食料・生命問題、情報技術革新などの自然環境、人工環境、情報環境に関わる諸問題の理解と解決方法、及びこれらを支える物質・材料に関する教育研究を推進し、環境・情報・技術革新を適切にマネジメントする理論と方法論を幅広く修得し、高い専門性と見識に基づいた実践的問題解決能力を有する専門家や研究者を育成する。</p>
人工環境専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>創生すべき持続可能社会では、第一義的には、人工物で構築された環境とそこで協働しながら生活する人々が作り上げる社会とで構成されている。本専攻では、その持続可能社会における安心・安全を確保するための先端的かつ実践的な工学的な技術に加え、それを社会実装する上で解決すべき問題などを探求できる人材を育成する。</p>	環境生命科学専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>授業、実験・実習を通して、生命科学、応用化学、生態学、地球科学に関連する課題探求能力を身につけた研究者、実務現場で活躍できる技術者、管理者などの人材育成をする。このため、分子・細胞レベルのミクロな系から、地球・生態系のようなマクロな系まで複雑かつ階層的な地球生命システムを総体的にとらえ、人類にとって将来あるべき地球環境像の実現に向けた方策と技術の教育研究をする。</p>
	<p>(博士課程後期)</p> <p>産業プラント、インフラ、地域社会など、持続可能社会における安心・安全を確保するための工学的技術やそれを社会実装するための方法に関する先端的な知識と技能を備えた上で、様々な専門分野の知見やステークホルダーにも配慮して、社会における安心・安全を確保する新しいシステムやサービスを生み出し、自らの専門分野を牽引している人材を育成する。</p>		<p>(博士課程後期)</p> <p>授業、実験・実習を通して、生命科学、応用化学、生態学、地球科学に関連する分野の課題について深い学識を持ち、地球生命システムにおける問題性の指摘可能な能力や課題探求能力を身につけた研究者、実務現場で活躍できる技術者、管理者などの人材育成をする。このため、分子・細胞レベルのミクロな系から、地球・生態系のようなマクロな系まで複雑かつ階層的な地球生命システムを総体</p>

					的にとらえ、人類にとって将来あるべき地球環境像の実現に向けた方策と技術の教育研究をする。
自然環境専攻	(博士課程前期) 人間社会は、いうまでもなく自然環境という土台の上に構築される。それを持続可能なものにするためには、自然環境の持続可能性や安全確保に関する知見が必要である。本専攻では、中長期的な生態系の持続可能性のみならず、地球史的な環境の変化に対する理解から地域住民との関わりまでを視野に入れた知識と技能を修得した人材を育成する。		環境システム学専攻	(博士課程前期) 持続循環型社会の実現に寄与するために、人工物のライフサイクルを視野に入れ、グローバルな問題に対応でき、しかも、実践的・創造的で幅広い政策立案から細かなコンサルティングにまで対応できる高度専門的人材を育成する。このため、デバイス・機械・構造物を形成するマテリアルの物質循環・環境負荷・資源リサイクル、及び人工環境空間・移動体に関する環境調和型システムの形成・維持・管理技術、システムデザイン手法において高度で専門的な理論と方法論を教育研究する。	
	(博士課程後期) 中長期的な生態系の持続可能性、地球史的な環境の変化、自然環境と地域住民との関係などに関する先端的な知識と技能を備えた上で、生態系の保全・回復、自然災害対策、地球規模の課題解決のための設計・計画に関与し、自然環境における安心・安全につながるイノベーションの創出を実践し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。			(博士課程後期) 人工物のライフサイクルを視野に入れ、循環型社会の実現に寄与するために、グローバルな視野に立って、実践的でかつ創造的能力を備え幅広い分野に対応でき中核となる人材を育成する。このため、環境に調和した材料・構造・システム的设计・構築・リスク管理と環境マテリアル学を基軸としつつ、政策立案から細かなコンサルティングにまで対応でき、独創的な問題提起と独自の解決能力を教育研究する。	
情報環境専攻	(博士課程前期) 持続可能社会における安心・安全を確保するためには、私たちを取り巻く情報の在り方、つまり「情報環境」に目を向ける必要がある。本専攻では、先端的な情報技術や情報システムのセキュリティのみならず、大量の情報に向き合う人間の有り様に対する理解や数理的なデータ解析の方		情報メディア環境学専攻	(博士課程前期) 情報システムの安全性と情報分析・モデル化を視野に入れた情報システムや情報メディア技術の根幹を支えるシステム開発技術者、設計者、システムアナリストとして活躍できる総合的な目標設定・達成能力を備えた自立的な人材を育成する。このため、環境から情報を取り込み、新しい	

	<p>法にも精通した人材を育成する。</p> <p>(博士課程後期) 情報セキュリティ、IoT、AI、ビッグデータ解析など、情報技術と数理科学に関する先端的な知識と技能を備えた上で、「情報」が生み出す新しい社会的な価値と意味を理解し、それを現実社会におけるシステムやサービスの創出につなげ、さらに新しい情報技術や数理科学的解析手法を開発し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。</p>	<p>情報環境を構築するためのソフトウェアや情報処理技術に加え、情報メディアに着目した情報分析・モデル化・表現法、情報システムと人を取り巻く環境の情報セキュリティやコミュニケーション技術、複雑なシステムに対する数理解析手法について教育研究する。</p> <p>(博士課程後期) 情報システムの安全性と情報分析・モデル化を視野に入れ、新しい情報システム・情報メディア技術を創造する情報システムの研究者、高度応用システムの研究開発者として活躍できる研究創造力と高度の目標設定・達成能力を備えた自立的な人材を育成する。このため、新しい情報環境を構築するためのソフトウェアや情報処理技術に加え、情報メディアに着目した情報の分析・モデル化・表現法、情報システムと人を取り巻く環境の情報セキュリティやコミュニケーション技術、複雑なシステムに対する数理解析手法における高度で専門的な理論と方法論を教育研究する。</p> <p>環境イノベーションマネジメント専攻 (博士課程前期) 企業や行政及び関連団体においてイノベーションのマネジメント方法を企画立案し、実行できる専門性と見識を有する人材育成をする。このため、イノベーションについての基本的考え方とその推進戦略、人間環境や社会環境の変化に応じた社会的受容、地球環境との調和などに関する基盤知識と実践的方法論について教育研究する。</p> <p>(博士課程後期) 企業や行政及び関連団体においてイノベーションのマネジメント方法を中核的な役割を担って企画立案し、実行できる専門性と見識を有する人材育成をする。このため、イ</p>
--	--	---

					<p>ノベーションについての基本的考え方とその推進戦略、人間環境や社会環境の変化に応じた社会的受容、地球環境との調和などに関する基盤知識と実践的方法論について教育研究する。</p>
			環境リスクマネジメント専攻	(博士課程前期)	<p>企業や行政及び関連団体における自然生態系保全、化学物質のリスク管理、産業安全管理、社会システム安全管理、都市防災等の分野において、中核的役割を担う高い専門性で見識、あるいは研究能力を持つ人材を育成する。このため、環境リスクマネジメントの企画、立案と実行に必要とされる現代社会のリスク構造と社会的要因に関する基礎知識、人や動植物等の生命環境リスク及び産業や都市の事故・災害リスクの評価とマネジメント手法、及びそれらに関する国内外の実態等を教育研究する。</p>
				(博士課程後期)	<p>企業や行政及び関連団体における自然生態系保全、化学物質のリスク管理、産業安全管理、社会システム安全管理、都市防災等の分野において、指導的役割を担う高い専門性で見識、あるいは独創的研究能力を持つ高度専門家や研究者を育成する。このため、環境リスクマネジメントの企画、立案と実行に必要とされる現代社会のリスク構造と社会的要因に関する高度な専門知識、人や動植物等の生命環境リスク及び産業や都市の事故・災害リスクの評価とマネジメント手法、及び国内外の実態等を教育研究する。</p>
都市イノベーション学府	(略)		都市イノベーション学府	(略)	

附 則(一年一月一日規則第一号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学府並びに環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに博士課程前期においては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、及び博士課程後期においては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、工学府並びに理工学府並びに環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻並びに環境情報学府人工環境専攻、自然環境専攻、情報環境専攻の各専攻の収容定員の数は、平成 30 年度及び平成 31 年度までの間にあっては、次の通りとする。

研究 科・ 学府 名	専攻名	博士課程		
		前期	後期	
		平成 30 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
工学 府	機能発現工学専攻	99	24	12
	システム統合工学専攻	101	26	13
	物理情報工学専攻	122	32	16

	計	322	82	41
理工	機械・材料・海洋系工学専攻	109	11	22
	化学・生命系理工学専攻	107	12	24
学府	数物・電子情報系理工学専攻	146	18	36
	計	362	41	82
環境	人工環境専攻	75	15	30
	自然環境専攻	33	6	12
情報	情報環境専攻	65	12	24
	環境生命学専攻	40	24	12
学府	環境システム学専攻	40	20	10
	情報メディア環境学専攻	45	24	12
	環境イノベーションマネジメント専攻	11	10	5
	環境リスクマネジメント専攻	37	18	9
	計	346	129	114
	合計	1,030	252	237

4 第2項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○横浜国立大学大学院環境情報学府規則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 851 号）

改正 平成 17 年 3 月 10 日規則第 902 号 平成 17 年 11 月 29 日規則第 27 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 63 号 平成 19 年 3 月 15 日規則第 29 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 85 号 平成 19 年 9 月 28 日規則第 118 号
平成 20 年 3 月 14 日規則第 30 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 74 号
平成 21 年 3 月 19 日規則第 20 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 64 号
平成 21 年 9 月 15 日規則第 77 号 平成 22 年 3 月 31 日規則第 58 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 71 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 104 号
平成 25 年 3 月 28 日規則第 50 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 55 号
平成 27 年 1 月 22 日規則第 4 号 平成 30 年 3 月 日規則第 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、横浜国立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 11 条及び第 12 条の規定に基づき、横浜国立大学大学院環境情報学府（以下「学府」という。）における各専攻の授業科目、単位数、履修方法等について定めるものとする。

（授業科目及び単位）

第 2 条 学府における各専攻の授業科目及び単位数は、学府教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、横浜国立大学大学院環境情報学府長（以下「学府長」という。）が別に定める。

2 学府における授業科目の 1 単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 講義、演習、実験若しくは実習のうち 2 以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算方法については、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条の規定に基づき、当該授業の方法の組み合わせに応じ授業時間数から単位を算定する。

（指導教員等）

第 3 条 博士課程前期の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生ごとに指導教員（責任指導教員及び指導教員各 1 人）を定める。

2 博士課程後期の授業及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（責任指導教員 1 人及び指導教員 2 人）を定める。

3 前項の指導教員は、指導委員会を組織する。

4 指導教員及び指導委員会に関し必要な事項については、教授会の議を経て学府長が別に定める。

（教育方法の特例）

第 4 条 教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指導により、別表に定める所定の単位以上を履修しなければならない。

(長期にわたる課程の履修)

第5条の2 学生が、大学院学則第14条の規定により長期にわたる課程の履修を希望するときは、別に定めるところにより、学府長に願い出て、許可を受けなければならない。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第6条 学生は、教授会の議を経て、他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)及び本学大学院の他の研究科又は学府の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度として課程修了の単位として認めることができる。

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第6条の2 教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について、学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第2項の規定により修得した単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。

(他の大学院等の研究指導)

第7条 学生は、教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)において研究指導を受けることができる。ただし、博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により、他の大学院等で受けた研究指導は、課程修了に必要な研究指導の一部として認めることができる。

(修了要件)

第8条 博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士課程前期の目的に応じ、当該課程の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、教授会の議を経て学府長が認めたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の2の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程前期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士課程前期の目的に応じ、当該課程の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 3 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、教授会の議を経て学府長が認めたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第1項ただし書きの規定に基づき、博士課程前期を修了した者（他の大学院の在学期間を含む。）の博士課程後期の修了要件は、前項ただし書中「1年以上」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、第5条の2の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程後期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 6 他の大学院において標準修業年限1年以上2年未満とした修士課程、博士課程前期、又は専門職学位課程を修了した者の博士課程後期の修了要件は、第3項ただし書中「1年以上」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 7 学位論文の審査については、横浜国立大学学位規則の定めるところによる。
(学位論文の提出時期)

第9条 学位論文は、学府が別に定める期間内に提出しなければならない。
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学府に関し必要な事項は、教授会の議を経て学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月10日規則第902号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月29日規則第27号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第63号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 環境マネジメント専攻に係る履修方法については、従前のおりとする。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 29 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 85 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 118 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日規則第 30 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 74 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に現に学府に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の修了要件については、改正後の第 8 条第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 64 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 15 日規則第 77 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 58 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 104 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 50 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 55 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 日規則第 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

博士課程前期

人工環境専攻・自然環境専攻・情報環境専攻

科目	単位数
環境情報リテラシー科目	3 単位
環境情報ジェネリックスキル科目 環境情報イノベーション演習	1 単位
研究の心得	1 単位
グローバル化演習	1 単位
専門教育科目 ①コア講義科目 ②専門講義科目 ③演習 ④ワークショップ	以下の①～④を含んで 24 単位* ①2 単位 ②8 単位 ③8 単位 ④ワークショップ I を 1 単位, かつ, ワークショップ II を 1 単位
プレレキジット科目 (指定された学生のみ)	
合 計	30 単位

博士課程後期

人工環境専攻・自然環境専攻・情報環境専攻

科目	単位数
環境情報リテラシー科目	1 単位
環境情報ジェネリックスキル科目 環境情報イノベーション特別演習	1 単位
グローバル化特別演習	1 単位

専門教育科目 ①演習 ②ワークショップ	以下の①②を含んで10単位 ①8単位以上 ②ワークショップIを1単位、かつ、 ワークショップIIを1単位
プレレキジット科目 (指定された学生のみ)	
合 計	13単位

○横浜国立大学大学院環境情報学府教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 853 号)

改正 平成 19 年 3 月 15 日規則第 19 号 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号

平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 15 号

(設置)

第 1 条 横浜国立大学学則(平成 16 年規則第 201 号)第 12 条第 1 項及び国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成 16 年規則第 5 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、横浜国立大学大学院環境情報学府(以下「学府」という。)に、教授会を置く。

(組織)

第 2 条 教授会は、学府の教育を担当する本学の専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。ただし、学府の研究指導等を担当する教員の選考に関する事項を審議する場合の組織は、教授会の議を経て横浜国立大学大学院環境情報学府長(以下「学府長」という。)が別に定める。

(1)及び(2) 削除

(審議事項)

第 3 条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学府の研究指導等を担当する教員の選考に関する事項
- (2) 学府の教育課程の編成に関する事項
- (3) 学府の学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (4) 学府の予算、決算に関する事項
- (5) 学府の中期目標、中期計画、年度計画に関する事項
- (6) その他学府長が必要と認める事項

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。

2 学府長に事故があるときは、学府長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、教授会を主宰する。

4 学府長は、構成員の 5 分の 1 以上から開催の請求があったときは、教授会を開かなければならない。

(議事)

第 5 条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 学府の研究指導等を担当する教員の選考に関する事項及び学位の授与に関する事項について議する場合の教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席した構成員の3分の2以上をもって決するものとする。
- 4 海外渡航中の者及び休職中の者並びに一月以上の長期出張中の者及び病気休暇中の者は、第1項及び第3項の構成員から除くものとする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学府長が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 教授会に、学府の円滑な運営を図るため代議員会を置く。

- 2 第3条に掲げる事項で特に重要な事項以外の事項は、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。
- 3 教授会は、前項の定めるところにより代議員会により審議された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。
- 4 代議員会に関し必要な事項は、教授会の議を経て学府長が別に定める。

(事務)

第8条 教授会の事務は、理工学系大学院等事務部において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○横浜国立大学大学院環境情報学府代議員会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 855 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号
平成 27 年 1 月 22 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜国立大学大学院環境情報学府教授会規則(以下「教授会規則」という。)第 7 条第 4 項の規定に基づき、横浜国立大学大学院環境情報学府代議員会(以下「代議員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 代議員会は、教授会規則第 7 条第 2 項に定めるところにより、横浜国立大学大学院環境情報学府教授会(以下「教授会」という。)から委任された事項について審議する。

(組織)

第 3 条 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学府長
- (2) 各専攻担当教員の中から選出された教授 各若干人
- (3) その他学府長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 2 号及び第 3 号に定める者の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 学府長は、定日に代議員会を招集し、その議長となる。

- 2 学府長に事故があるときは、学府長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 3 代議員会は、構成員の 3 分の 2 以上の者の出席がなければ議事を開くことができない。
- 4 代議員会の議事は、全会一致をもって決し、全会一致に至らない議事については、教授会で審議する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 代議員会の事務は、理工学系大学院等事務部において処理する。

(改正)

第 8 条 この規則の改正は、教授会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、代議員会の議を経て学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成23年3月29日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月22日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。